

栃木市熱中症対策指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣旨

熱中症対策の強化のため、気候変動適応法が改正され、熱中症特別警戒情報が発表された際の避難先として指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害を防止することを目的に、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えており、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

【クーリングシェルターとちょこっと涼み処の違い】

クーリングシェルター：熱中症特別警戒情報が発表となった時に休憩スペースを有し、避難することが可能な施設

ちょこっと涼み処：熱中症特別警戒情報が発表されていない時でも、一時的に暑さをしのげる施設（休憩スペースの設置は必須としない）

2 申込み資格

クーリングシェルターは市内に所在する施設で、次の要件を満たすものとします。

- (1) クーリングシェルターの趣旨に同意し、「栃木市熱中症対策指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定」を締結できる施設
 - (2) 適当な冷房施設を有する施設
 - (3) 誰でも無料で休憩することができるスペースを有する施設
 - (4) クーリングシェルターであることがわかるポスター等の掲示ができる施設
(掲示期間：4月22日～10月21日)
 - (5) 避難場所として滞在が可能な施設
 - (6) 熱中症特別警戒情報が発表されていない時には、ちょこっと涼み処として開放可能な施設
- ※クーリングシェルターの運用については、各施設・店舗のルール等に準じます。

3 申込み方法

別紙申込み用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、栃木市健康増進課に提出してください。

4 申込み後の流れ

- (1) 申込み内容の審査及び承認・クーリングシェルターとしての指定（協定の締結）
 - (2) クーリングシェルター施設情報の公表（市ウェブサイト等）
 - (3) クーリングシェルターの運用開始
- ※申込み用紙を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

5 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

申込み・問合せ先

〒328-0027 栃木市今泉町2-1-40

栃木市 保健福祉部 健康増進課

電話：0282-25-3511

FAX：0282-25-3513

E-mail:kenkou05@city.tochigi.lg.jp